

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
昭13	1.11	厚生省新設	
	4. 1	国民健康保険法公布（旧法） （農山漁村の住民や都市の商工業自営者のための医療保険制度として制定）	
	7. 1	国民健康保険法施行（旧法）	
14	4.		本吉郡御嶽村（本吉町）、登米郡浅水村（中田町）、伊具郡耕野村（丸森町）の国保組合が県医師会と診療契約を締結。 以後各市町村がそれぞれ契約を結ぶ
16	3. 6	国民健康保険法第1次改正（16.7.1施行） 「委員会等の整備に関する法律」の公布により国民健康保険委員会は地方社会保険審査会に統合される	
	7.		宮城県国民健康保険組合連合会設立 連合会事務所・学務部社会課に設置
17	2.21	国民健康保険法第2次改正（17.5.1・18.1.1施行） ・組合設立の強化 ・組合員加入義務の強化 ・保険医療制度	
18	4.		国民健康保険診療報酬審査会設置 連合会が一括して宮城県医師会と診療契約を締結 審査事務開始（保健婦・審査事務職員配置）
20	- .		戦災により組合事務所、県庁構内に移転
21	4. 1	事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度創設	
23	- .		宮城県国民健康保険団体連合会に改称
	6.30	国民健康保険法第3次改正（23.7.1施行） ・市町村公営の原則 ・療養の担当者制 ・被保険者の強制加入	
	10.		国民健康保険法施行10周年記念式典挙行
	11.11	社団法人全国国民健康保険団体中央会設立	
	11.12	国民健康保険法施行10周年記念式典	
24	- .		直営診療施設運営協議会発足
25	3.31	国民健康保険法第4次改正（25.4.1施行） 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審議官及び社会保険審査会附則による改正	
26	5. 3.31	国民健康保険法第5次改正（26.4.1施行） ・都道府県診療報酬審査委員会の設置 ・特別の事情がある市はその区域の一部について、国保事業を実施できることとした ・国民健康保険制度の創設に伴い保険料に関する規定の整備を行った ・地方税法改正26年度分の国保税から適用 ・国民健康保険税の創設 ・一部負担金の窓口払いができること ・保険者の自己審査を連合会へ審査委託ができること ・連合会は審査機関を設置すべきこと	国保連合会事務所、社会事業会館（跡付丁）へ移転
	4. 9.18		国民健康保険診療報酬審査委員会設置 審査事務は国保連合会に委託 国保連合会事務所、宮城県自治会館へ移転 宮城県保険者大会開催
27	5.20	国民健康保険再整備資金貸付法の制定、赤字解消の長期融資制度の創設	
28	11.18 3. 4. 1 6. 8.14 8.15 10. 11.20	療養給付費の二割相当を補助する助成交付金制度発足 国民健康保険法第6次改正（28.11.1施行） ・日雇い労働者国民健康保険制度創設による同法との調整規定の整備 昭和28年6月及び7月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法制定	社会保障制度促進県民大会 宮城県国保直診医師協会発足 診療報酬支払保障基金創設 国保連合会事務所、宮城県町村会館へ移転 国民健康保険法施行15周年記念式典挙行
29	11.20		第1回社会保障制度促進東北大会開催 直営診療施設運営協議会、国保連合会に合併
30	7. 8. 1	国民健康保険法第7次改正（同日施行） ・国庫補助の義務化と補助率の法定療養給付費補助金（補助率2/10）保健婦補助金（同1/3） 事務費補助金（同10/10）	機関誌「みやぎの国保」第一号発刊
31	3.14 10.10	地方税法改正 ・31年度分国保税から適用 ・保険税限度額を3万円から5万円に引き上げる	宮城県国民健康保険振興大会開催

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会															
昭31	12.20	国民健康保険法第8次改正（同日施行） ・身体障害者福祉法等の一部を改正する法律により改正 ・新医薬制度の発足に伴い薬剤師代表を国保運営協議会委員に加える																
32	4.		保健婦育英資金制度創設															
	4.12	国民皆保険推進本部設置																
33	10. 5		宮城県保険者大会															
	5.		国保連合会支部組織一部統合															
34	10. 3	国民健康保険法施行20周年記念式典																
	11. 1		宮城県国民健康保険振興大会及び国民健康保険法施行20周年記念式典挙行															
34	12.27	国民健康保険法公布（新法）(34.1.1施行) ・市町村の国保事業実施義務 ・被保険者範囲の明確化 ・調整交付金（5/100）の創設事務費（10/10）及び療養給付費（2/10）の義務負担による国の責任の明確化 ・給付内容の充実 ・給付水準の標準化 ・都道府県単位の療養取扱機関制度																
	12.31	全国国民健康保険団体中央会を改組し、社団法人国民健康保険中央会が設立																
34	1.		国保連合会に診療報酬審査委員会を設置 石巻市ほか66保険者が連合会に診療報酬審査を委託（他保険者も以後随時委託） 国保連合会支部制度廃止															
	1. 1	国民健康保険法施行（新法）																
35	4.																	
	4.20	国民健康保険法第1次及び第2次改正（35.1.1施行） ・国税徴収法の関係法律施行法及び地方税法の一部を改正する法律により改正 ・保険料の督促、滞納処分に関する規定の整備																
35	11.		石巻市ほか71保険者が連合会に診療報酬の支払いを委託（他保険者も以後随時委託）															
	1.		県民皆保険達成															
36	4.21		国民健康保険全県実施記念式典挙行															
	4. 1	国民皆保険達成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村</th> <th>国保組合</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険者数</td> <td>3,477</td> <td>159</td> <td>3,636</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,071万</td> <td>65万</td> <td>1,136万</td> </tr> <tr> <td>被保険者数</td> <td>4,511万</td> <td>170万</td> <td>4,681万</td> </tr> </tbody> </table> （一世帯あたり被保険者数4.12人）	区分	市町村	国保組合	計	保険者数	3,477	159	3,636	世帯数	1,071万	65万	1,136万	被保険者数	4,511万	170万	4,681万
区分	市町村	国保組合	計															
保険者数	3,477	159	3,636															
世帯数	1,071万	65万	1,136万															
被保険者数	4,511万	170万	4,681万															
37	6.15	国民健康保険法第3次改正（同日施行） ・日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律附則により改正																
	6.17	国民健康保険法第4次改正（36.10.1施行） ・世帯主の結核性疾患及び精神障害の7割給付実施																
37	11.14		第8回社会保障制度促進東北大会開催															
	3.31	国民健康保険法第5次改正（37.4.1施行） ・療養給付費国庫負担又は補助率を25/100に引き上げ																
38	4.		宮城県柔道整復師会と協定（療養費払審査）															
	5.16	国民健康保険法第6次改正（37.10.1施行） ・行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により改正、審査請求と訴訟に関し審査前置規定を設けた																
38	5.30	国民皆保険達成記念式典																
	9. 8	国民健康保険法第7次改正（37.12.1施行）																
38	9.15	国民健康保険法第8次改正（37.10.1施行） ・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により改正、行政不服審査法の制定に伴う条文整理及び字句の修正																
	10. 5		宮城県国民健康保険振興大会開催															
38	3.31	国民健康保険法第9次改正（38.4.1施行） ・療養給付期間制限 ・療養給付範囲の制限撤廃 ・生活保護法との併給廃止 ・調整交付金の総額を5/100から10/100に引き上げる ・低所得者に対する減税の実施																
	4.		国保連合会に対する県費補助金（事業費及び審査支払事務費）															
39	6. 8	国民健康保険法第10次改正（39.4.1施行） ・地方自治法の一部を改正する法律により字句整理																
	9.13		国保医学会第3回全国学術集会（地方で初めて開催）															
39	10. 1	世帯主の全疾病について7割給付実施																
	7. 6	国民健康保険法第11次改正（39.10.1施行） ・地方公務員共済組合法の一部を改正する法律により字句整理																
39	9.		国保連合会事務所宮城県民会館に移転															

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
昭40	1. 1	医療費の緊急是正（9.5%）世帯員1/4について7割給付を実施（4年計画で、所得水準・医療水準の低い市町村から逐次実施する。なお、5割から7割に引き上げる2割相当の3/4を国庫補助とすることとした）	
	6.11	国民健康保険法第12次改正（40.8.1・41.2.1施行） 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律により字句整理	
41	6. 6	国民健康保険法第13次改正（41.6.6・43.1.1施行） ・世帯員の7割給付（世帯員7割給付4か年計画にそって引き上げる） ・療養給付費補助金の補助率を25/100から40/100に引き上げる ・調整交付金を10/100から5/100に引き下げる ・保険料の滞納処分規定整備	
	11. 1.		国保問題調査研究委員会設置 宮城県全被保険者7割給付達成
42	4. 7.25	国民健康保険法第14次改正（42.11.10施行） ・住民基本台帳法制定に伴い、被保険者資格の得喪に関する規定を改正する法律により改正	交通事故通報実施（レセプトによるもの）月1回
	8. 1	国民健康保険法第15次改正（42.12.1施行） ・地方公務員災害補償法の制定に伴う整理	
43	11. 1. 1	国民健康保険法第15次改正（42.12.1施行） ・地方公務員災害補償法の制定に伴う整理	国保直診医師協会を廃止し、国保診療施設医師部会を創立
	1. 1	国保全被保険者に対して7割給付実施	
	3.30	地方税法改正により国税の標準課税総額が、当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込み額から療養の給付についての一部負担金の見込み額を控除した額の75/100から65/100に引き下げられる	
	8. 1		国民健康保険法施行30周年記念式典挙行 第15回国民健康保険東北大会を開催
44	10. 3		
	10.24	国民健康保険法施行30周年記念式典	
44	4. 1	厚生省保険局国民健康保険課に国民健康保険指導官新設	国保連合会機械化研究調査委員会設置
	9.		
45	5.31	日雇労働者健康保険の擬制適用の取扱廃止（これに伴い昭和45年度中に、新たに38の国保組合が設立された）	
	6. 1	国民健康保険法第16次改正（同日施行） ・許可認可等の整理に関する法律の改正による改正	
46	3.31	地方税法改正（46.4.1施行） 国税の課税限度額が5万から8万に引き上げられる	
	5.		審査支払業務電算処理開始 （入力作業本会で実施） 宮城県老人医療費75歳以上単独事業実施
47	11. 1.20	国民健康保険法施行令改正（47.2.1施行） ・都道府県知事の告示及び国保組合の公示に関する規定を整備	
	10. 1	沖縄県の一部市町村が国民健康保健事業を実施	
48	1. 1	老人福祉法の一部改正により老人（70才以上）に対し医療費無料化を実施	宮城県0歳児及び重度心身障害児の10割給付、県単独事業実施
	2.		全被保険者老人医療費等の審査支払受託 （仙台市は国保組合の被保険者のみ）
	4.		被保険者証の統一化（共同印刷）
	4. 1	沖縄県が皆保険を達成	
	4. 1	老人医療費の波及増の緩和のための老人医療対策臨時補助金が予算化される 高額療養費の一部補助として療養給付改善特別補助金が予算化される	
	9.21	国民健康保険法17次改正（48.12.1施行） ・労働者災害補償法の一部改正による改正	
49	9.26	国民健康保険法18次改正（48.10.1・50.10.1施行） ・高額療養費を支給することとし、50年9月30日までは任意給付とした	
	1. 3.30	地方税法改正（49.4.1施行） 課税限度額を8万から12万に引き上げる	県単独事業1歳児10割給付実施
	4. 1	老人と高額療養費の財政補助を臨時財政調整交付金として予算化される	
	7. 1	高額療養費制度の給付（任意）実施	
50	8. 1.		宮城県国保運営協議会連絡会発足 県単独事業2歳児10割給付実施
	2.21	老人保健医療問題懇談会（厚相の私的諮問機関設置）	
	4. 7.		仙台市、審査支払業務委託 中央に対する夏季実行運動を初めて実施
	10. 1	高額療養費が法定給付となる（被保険者負担額30千円）	
	10. 1	県外分診療報酬全国決済制度の実施	
	10.22		第22回国民健康保険東北大会を開催

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
昭51	1. 3.31	地方税法改正（51.4.1施行） ・課税限度額を12万から15万に引き上げる	県単独事業3歳児入院医療10割給付実施
	4. 5.27	国民健康保険法19次改正（54.4.1施行） ・労働者災害補償保険法の改正に伴い字句の整理	国保連合会3ヶ年計画実施
	6. 5	国民健康保険法第20次改正（51.7.1施行） ・健保法の改正により国保連合会の診療報酬審査委員会の委員は都道府県知事が定めるところにより三者同数で組織されることとなった	
	8. 1 8.10	高額療養費の被保険者負担額引き上げ（39千円）	国保制度改善強化宮城県大会開催（これ以降県大会は毎年開催）
52	3.31	地方税法改正（52.4.1施行） ・課税限度額を15万円から17万円に引き上げる ・擬制世帯主の課税を廃止	
	12.16	国民健康保険法21次改正（53.1.1・53.4.1施行） ・健保法改正により国保組合に対する国庫補助を組合の財政力等に応じ総療養給付の40%までの範囲において増額できることとなった	
53	3.31	地方税法改正（53.4.1施行） 課税限度額を17万円から19万円に引き上げる	
	4. 4.1	国保保健婦が市町村保健婦に移管	保健婦育英資金給与制度廃止
	6. 8 9. 7	国保中央会と日本柔道整復師会の間で全国協定について合意	国民健康保険法施行40周年記念式典挙行
	11.14	国民健康保険法施行40周年記念式典	
54	3.31	地方税法改正（54.4.1施行） 課税限度額を19万円から22万円に引き上げる	
	4. 7. 10. 2.		国保連合会第2次3カ年計画実施 交通事故通報の拡大（関連機関の協力によるもの） 連合会職員の県派遣制度実施（第1回） 国民健康保険指定保養所設置 保険者業務共同処理研究委員会開催 社団法人日本柔道整復師会と全国協定締結（昭和37年4月協定を廃止）
55	3.31	地方税法改正（55.4.1施行） 課税限度額を22万円から24万円に引き上げる	
	4.15 6.15	国保中央会は国保保健施設問題検討会を設置し、国保の保健施設問題について抜本的に検討を始める 厚生省は老人保健医療制度準備室を改組し「老人保健医療対策本部」を設置	
	10. 12.10	国民健康保険法第22次改正 ・国保保険医、国保薬剤師及び療養取扱機関指導条項の一部改正	宮城県公衆衛生協会と保健婦研修事業の委託締結
	3.31	地方税法改正（56.4.1施行） 課税限度額を24万円から26万円に引き上げる	
56	4. 4.		第三者行為求償事務共同処理業務開始 求償事務相談員を配置 保険者業務電算共同処理開始（26保険者受託）
	3.31	地方税法改正（57.4.1施行） 課税限度額を26万円から27万円に引き上げる	
57	4. 8. 8.10		電算共同処理16保険者受託 国保指定保養所宿泊助成券制度実施
	9. 1	老人保健法が衆議院本会議で可決成立 実施時期は58年2月1日	
	10. 1 10.13	高額療養費自己負担額45千円に引き上げ（非課税世帯は39千円措置） 厚生省は国民医療費適正化総合対策本部を設置	第29回国民健康保険東北大会を開催
	1. 1	高額療養費自己負担額51千円に引き上げ（非課税世帯は39千円措置）	
	1.20	厚生省は老人保健法による医療の担当基準及び医療費の算定基準を告示	
	2. 1 3. 3.31	老人保健法がスタート 地方税法改正（58.4.1施行） 課税限度額を27万円から28万円に引き上げる	老人保健法による審査支払事務及び機械共同処理を全市町村から受託 老人保健法による柔整施術の審査支払業務を全市町村から受託
58	4. 4.23 8.23	厚生省は国保高額医療費共同事業実施要綱を正式通知	電算共同処理19保険者受託 国民健康保険法施行45周年記念式典挙行
	10. 10.		国保連合会事務所、国保会館（仙台市二日町）へ移転
	1. 1.		県単独乳幼児医療制度に所得制限を導入

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
昭59	3.31	地方税法改正（59.4.1施行） 課税限度額を28万円から35万円に引き上げる	
	4. 8. 7	健康保険法一部改正案が衆議院本会議で可決成立し10月1日より実施 主な改正点は①被用者本人の一部負担導入②退職者医療制度の創設③高額療養費制度の改正④特定療養費制度の新設⑤国保への国庫負担の改定	高額医療費共同事業実施 電算共同処理5 保険者受託
60	10. 11. 1	東京都、11月審査分から県外分診療報酬全国決済制度を実施	退職者医療制度実施 国保被保険者証の更新（4月更新から10月更新に切替）
	3. 1	厚生省、特定承認医療機関の承認の実施	
61	4. 4.22	中医協、高度先進技術専門家会議を設置	電算共同処理5 保険者受託
	5.21 7. 1	国保中央会、高額レセプト特別審査を開始（6月診療の7月審査） 保険者連絡協議会は「診療報酬の減額査定が行われた場合の医療費通知に関する取り扱い」を開始	
62	8. 9.		常務処理審査委員の設置（内科1名） 県議会に対し、退職者医療制度及び老人保健法に関する意見書を提出 各市町村議会に対し、「国保財政危機打開に関する意見書」の決議要請
	12.20	医療法一部改正案が参議院本会議で成立 内容は①医療法人への指導監督の強化②地域医療計画の策定③医師1人法人化等	
63	1. 9 3.31	厚生省、国立病院再編成実施推進本部を設置 地方税法改正（61.4.1施行） 課税限度額を35万円から37万円に引き上げる	
	4. 1 4. 5. 1	厚生省、すべての外国人に国保適用（1年以上滞在すると認められる者） 高額療養費自己負担額54千円に引き上げ（非課税世帯は30千円据置）	「事業月報」等の電算化実施（61年5月審査分から） 電算共同処理1 保険者受託
64	10. 12. 1		電算共同処理3 保険者受託 以上で74市町村及び1 国保組合受託
	3. 6 3.31	国保中央会で採択された「国保財政安定充実強化推進運動」 「国保3パーセント推進運動」へ積極的に取り組むとともにこれらの事項の実現を目指すことを宣言する ①保険料（税）の収納率を1パーセント以上引き上げること②医療費適正化対策により医療費の1パーセント以上の財政効果を上げること③保健施設活動を推進するため保健施設費として保険料（税）の1パーセント以上を確保すること 地方税法改正（62.4.1施行） 課税限度額を37万円から39万円に引き上げる	
65	6. 8. 10. 11.		被保険者教育の一環として新たにビデオデッキ及びテープの貸出実施 国保制度改善強化宮城県大会を白石市で開催（これ以降各地方で開催） 国保財政充実強化推進会議設置（国保3%推進運動スタート） 宮城町が仙台市と合併（73市町村3国保組合）
	2. 9 3. 3.31	政府は閣議で国民健康保険法の一部を改正する法律案を決定、同日国会に提出した。同改正法案は、国保事業運営の安定化を図ることを目的として、 ①低所得者の保険料軽減に着目した保険基盤安定制度の創設②高医療地域における地域医療費適正化プログラムの推進③高額医療費共同事業の強化・拡充等の措置を講じるとともに、併せて老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率の調整（現行55.7%→52.3%）を図るもの 地方税法改正（63.4.1施行） 課税限度額を39万円から40万円に引き上げる	泉市及び秋保町が仙台市と合併（71市町村3国保組合）
66	5.16 9.	国民健康保険法一部改正（6月1日実施） ①保険基準安定制度②高医療費市町村における運営の安定化の推進③高額医療費共同事業の強化・拡充④老人医療費拠出金に係る国庫負担の見直し（2年間の暫定措置）	国民健康保険法施行50周年記念式典挙行 保険者へのレセプト点検実務支援 第三者行為求償事務加害者直接請求実施
	10.19 12. 1	国民健康保険法施行50周年記念式典（日比谷公会堂）	柔道整復施術療養費の審査を宮城県知事が設置する（宮城県柔道整復師療養費審査委員会に委託）
平成	3.31	地方税法改正（元年4.1施行） 課税限度額を40万円から42万円に引き上げ	

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
平元	4. 1	消費税の導入	仙台市が政令指定都市に移行 (青葉区・宮城野区・若林区・太白区・泉区)
	6. 1	高額療養費自己負担額57千円に引き上げ (非課税世帯は31.8千円)	
	10.		連合会事務所、宮城県自治会館に移転 第36回国民健康保険東北大会を開催
2	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・平均3.7%引き上げ 薬価基準・・・9.2%引き下げ 医療費ベース実質2.7%の引き上げ	保険者レセプト点検専門員の派遣
	6. 7	国民健康保険法一部改正 (2.6.15施行) ①保険財政基盤の安定化措置の確立 ②国庫補助制度の拡充等 ③高額医療費共同事業に対する助成 ④老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し (加入者案分率100%)	
3	9. 1		
	3.30	地方税法改正 (3.4.1施行) 課税限度額を42万円から44万円に引き上げ	
4	4. 1		国保運営資金融資制度実施
	5. 1	高額療養費自己負担額60千円に引き上げ (非課税世帯は33.6千円)	
	9.27	老人保健法改正案が衆議院本会議で成立 1. 老人訪問看護制度の創設 (4.4.1施行) 2. 公費負担割合を3割から5割に引き上げ (①②4.1.1施行、③④4.4.1施行) ①老人保健療養費 ②看護・介護体制の整った老人病院の入院医療費 ③老人訪問看護療養費 ④精神病院の老人性痴呆疾患療養病棟の入院医療費 (4.1.1施行) 3. 一部負担金の改正	
	10. 1		
	11.18	「老人保健福祉計画」の策定指針の骨子発表	
5	4. 1	診療報酬・薬価基準改正 診療報酬・・・平均5%引き上げ 薬価基準・・・平均8.1%引き下げ 医療費ベース実質・・・2.5%の引き上げ	連合会保健婦を配置 老人電算共同処理業務の実施 (4月審査分 / 仙台市・塩釜市を除く) 保険者主催の各種イベントへのぬいぐるみ・のぼり旗貸出実施 事業月報のFD化実施
	9. 4	医療保険審議会総会開催 国保部会設置	
6	3.31	国民健康保険法一部改正 (5.4.1施行) ・国保財政安定化支援事業の拡充・暫定的制度化と保険基盤安定制度に係る暫定措置 ・国保特別対策費補助金の拡充 ・国保医療費適正化特別対策基金 (仮称) の設置 ・老人加入率20% 超保険者に対する財政支援措置の実施 ・高額医療費共同事業の暫定継続	
	3.31	地方税法改正 (5.4.1施行) 課税限度額を46万円から50万円に引き上げる	
7	4. 1	診療報酬改定 改正医療法で新設された「特定機能病院」「療養型病床群」に関する改定・制度化されたことにあわせて特定療養費制度についても改定	常務処理審査委員1名増員 (外科)
	5. 1	高額療養費自己負担額63千円に引き上げ (非課税世帯は35.4千円)	
	10. 1		国民健康保険法施行55周年記念式典挙行
8	11. 1		国保保健施設活動推進委員会設置
	4. 1	診療報酬等改定 (10月1日実施分を含む) 診療報酬・・・平均4.8%引き上げ 薬価基準・・・平均6.6%引き下げ 医療費ベース実質・・・2.7%の引き上げ	保健施設係を設置
	6.23	健康保険法等改正案 (国保法、老健法など準じる) が成立 (6.10.1施行) ①入院時食事療養費制度の導入 ②付添看護・介護の見直し ③在宅医療の推進 ④出産育児一時金の創設 ⑤老健施設の整備に拠出金制度創設 ⑥老人保健施設審議会の設置 ⑦利用者本位のサービス提供体制の整備	
	8.29	レセプト電算処理システム特定地区実施で日医と合意 平成7年1月診療分より、兵庫県尼崎市、姫路市、飾磨郡で特定地区のパイロット・スタディを実施。平成9年度には都道府県単位で実施される予定	
	11. 9		国民健康保険理事者会議 (トップセミナー) を開催 (これ以降は毎年開催)

年	月日	国民健康保険制度	宮城県国民健康保険団体連合会
平 7	3.31	国民健康保険法一部改正（7.4.1施行） ①保険料（税）軽減制度の拡充 ・応益割合45%～55%の市町村における2割軽減制度を創設。なお、平成8年度から6割・4割減を7割・5割減に拡充 ②高額医療費共同事業の拡充・強化等 ・高額医療費共同事業に係る助成措置が2年間継続、310億円に増額 ・超高額医療費共同事業の創設 ・国保連合会、国保中央会が市町村保険者への支援を行うことについて国保法上の規定を整備 ③基準超過医療費共同負担制度の見直し ・指定市町村の指定基準1.17→1.14 ・共同負担の基準1.20→1.17 ④保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置の延長 ・国庫負担は、7年度170億円、8年度240億円の定額負担 ⑤国保財政安定化支援事業の延長 ・平成7年度及び8年度限りの措置として継続 ⑥精神病院への措置入院、結核療養所への命令入所に係る住所地主義の特例措置の創設（7.7.1施行）	
	3.31	老人保健法施行令一部改正（7.4.1施行） ・平成7年度の老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率は、上限20%→22%、下限1%→1.4% ・今回の改正により著しい財政影響を受ける保険者に財政的支援を実施 ・老人医療費拠出金制度のあり方を、3年以内に見直し	
	3.31	地方税法改正（7.4.1施行）課税限度額を50万円から52万円に引き上げる	
	4. 1	老人医療に係る一部負担金を、外来1,010円に引き上げ、入院は据え置き	常勤常務理事を配置 連合会財務会計の電算処理開始
	5.19	結核予防法・精神保険法一部改正（7.7.1施行） ・精神保険法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められる ・精神医療の措置入院、結核医療の命令入所、精神・結核の適正医療が公費優先から保険優先となる	
	8. 1		国保特別対策統括専門員を配置
	3. 1		在宅保健活動者連絡協議会「けやきの会」を設置
	3.27	老人保健法施行令一部改正（8.4.1施行） ・平成8年度の老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を24%に引き上げ	
	4. 1	老人医療に係る一部負担金を、外来1,020円に、入院710円に引き上げ（低所得者の入院については据え置き）	国保連合会保健婦の職名を保健事業専門員と改正
	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・平均3.4%引き上げ 薬価基準・・・6.8%引き下げ 医療費ベース実質・・・0.8%引き上げ	
6. 1	高額療養費自己負担額63,600円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）		
8.16	入院時食事療養費の標準負担改正（8.10.1施行）		
10. 1		全国板金業国保組合の診療報酬審査支払業務の受託解消（9.4月審査分から） 全国左官タイル塗装業国保組合の診療報酬審査支払の受託解消（9.4月審査分から）第43回国民健康保険東北大会を開催	
12.24	療養の給付、老人医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正（9.4.1施行） ・診療報酬明細書様式がA4判化にされた		
9	3.14	老人保健法施行令一部改正（9.4.1施行） ・平成9年度の老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を25%に引き上げ	
	3.28	地方税法改正（9.4.1施行） 課税限度額を52万円から53万円に引き上げる	
4. 1	消費税3%→5% 診療報酬等改定 消費税引き上げへの対応・・・0.77% 診療報酬合理化への対応・・・0.93%引き上げ 薬価基準の引き下げ・・・1.32% 医療費ベース実質・・・0.38%の引き上げ	在宅医療等推進事業（国保ネットイン宮城）の実施 第三者行為求償事務手数料の導入	
6.20	国民健康保険法一部改正（9年度） ①高額医療費共同事業の拡充 ・高額医療費共同事業に係る助成措置が3年間継続、400億円に増額 ②保険基盤安定制度に係る国庫負担の段階的還元 ・国庫負担は、9年度に450億円、10年度670億円の定額負担、11年度に1/2の定率負担への還元を行う ③国保財政安定化支援事業の延長 ・9年度から11年度の3年間継続		
6.20	健康保険法一部改正（9.9.1施行） ①被用者保険本人の一部負担引き上げ 1割→2割 ②政管健保保険料の引き上げ 82%→86% ③寝たきり老人以外への訪問指導対象者の拡大 ④老人外来一部負担の見直し ⑤老人入院の一部負担見直し ⑥外来薬剤の一部負担の新設		
8. 1		連合会事務機構改革（介護保険準備室を設置）	

年	月日	国民健康保険制度・介護保険制度等	宮城県国民健康保険団体連合会
平 9	10. 1		「国保制度改善強化宮城県大会」に替え「宮城健康フェスティバル」を開催
	12. 9	介護保険法・施行法成立（12.4.1施行）	
10	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・平均1.5%引き上げ 薬価基準・・・平均9.7%引き下げ 医療費ベース実質・・・1.3%の引き下げ	老人電算共同処理業務に塩釜市加入（4月審査分から）
	4. 1	医療法一部改正（10.4.1施行） ①療養型病床群の診療所への設置 ②地域医療支援病院の創設 ③医療計画の見直し ④総合病院制度の廃止	
	6.10	国民健康保険法一部改正 ①市町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の1/2を退職者医療制度で負担（10.7.1施行） ②老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を30%に引き上げ（10.7.1施行） ③市町村国保の事務費負担金を一般財源に（10年度の負担金から） ④診療報酬の不正請求の防止 ⑤保険医療機関の病床の指定	
11	4. 1	老人医療に係る一部負担金引き上げ	
	7. 1	老人医療に係る薬剤一部負担軽減特例措置	
12	4. 1	介護保険法施行 診療報酬等改定 診療報酬・・・平均1.9%引き上げ 薬価基準・・・材料価格等含めて医療費換算1.7%引き下げ	事務局機構の一部改正により介護保険準備室を廃止し、介護保険課を設置 介護保険給付費審査委員会の設置 介護サービス苦情処理委員会の設置 介護保険苦情相談員を配置
	12. 6	健康保険法の一部改正（13.1.1施行） ・高額療養費自己負担額の引き上げ ・老人医療に係わる一部負担金の引き上げ	
13	1.16	省庁統合により厚生省から厚生労働省に	
14	4. 1		レセプト入力業務（調剤）についてOCR方式を導入、自治会館4階に事務室取得
	9. 4		宮城県国民健康保険診療施設協議会設立
	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・平均1.3%引き下げ 薬価基準・・・平均1.3%（薬価ベース6.3%）引き下げ	事務局機構の一部改正により出納室を廃止し、財務課を設置
	8. 2	健康保険法の一部改正（14.10.1施行） ・平成14年10月実施 ①一部負担金の見直し ②高額療養費の見直し ③退職者被保険者等に係る老人医療費拠出金の見直し ④国保広域化等支援基金の創設 ・平成15年4月実施 ①退職被保険者等の一部負担金の見直し ②外来薬剤一部負担金の廃止 ③高額療養費の見直し	
	9.26		「宮城健康フェスティバル」及び「健康維持増進シンポジウム」を統合し、「こくほ健康フォーラム21」に改編
15	10. 1	国民健康保険法の改正 ・3歳未満児の一部負担金2割 ・70歳以上の一部負担金1割（一定以上所得者は2割） ・老人保健対象者の年齢引き下げ ・退職者被保険者に係る老健拠出金の見直し ・基準超過費用額の算定見直し ・出産費資金貸付事業の規程の整備	
	3.28	「医療制度改革の基本方針」閣議決定	
16	4. 1	国民健康保険法の改正 ・退職被保険者等の一部負担金3割 ・外来薬剤一部負担金の廃止 ・特例療養費の廃止 ・保険料徴収の私人委託 ・療養給付費拠出金の算定見直し ・高額医療費共同事業の拡充及び制度化	加美郡「加美町」発足（中新田町、小野田町、宮崎町の3町が合併）
	5. 1	「健康増進法」施行	
	10.21		第50回国民健康保険東北大会をグランディ・21において開催
17	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・±0% 薬価基準・・・平均1.0%引き下げ	
	8. 1	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」施行	
17	4. 1	介護保険法の一部改正 「個人情報保護法」施行	新「石巻市」発足（石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の1市6町が合併） 「栗原市」発足（築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村の9町1村が合併） 「登米市」発足（迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町の9町が合併） 「東松島市」発足（矢本町、鳴瀬町の2町が合併）

年	月日	国民健康保険制度・介護保険制度等	宮城県国民健康保険団体連合会
平17 18	10. 1	介護保険法等一部改正	本吉郡「南三陸町」発足（志津川町、歌津町の2町が合併） 遠田郡「美里町」発足（小牛田町、南郷町の2町が合併） 新「気仙沼市」発足（気仙沼市、唐桑町の1市1町が合併）「大崎町」発足（古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町の1市6町が合併）
	1. 1		
3.31			
	4. 1	診療報酬等改定 診療報酬・・・平均1.5%引き上げ 薬価基準・・・平均9.7%引き上げ 医療費ベース実質・・・1.3%の引き下げ 障害者自立支援法施行	常務処理審査委員1名増員（内科）
	6.14	健康保険法等改正案成立 ・公布日（平成18年4月から適用） ①国保財政基盤強化策（高額医療費共同事業等）の継続 ・平成18年10月1日施行 ①現役並み所得の高齢者患者負担2割から3割に引き上げ ②療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担見直し ③高額療養費の自己負担限度額引き上げ ④保険診療と保険外診療併用の再構成 ⑤保険財政共同安定化事業創設 ⑥地域型健保組合の創設 ⑦出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げ ・平成19年3月1日施行 中医協の委員構成見直し、団体推薦規定の廃止 ・平成19年4月1日施行 傷病手当金・出産手当金の支給率見直し ・平成20年4月1日施行 ①医療費適正化計画の策定（都道府県） ②保険者に対する一定の予防検診等の義務付け ③70歳から74歳までの高齢者患者負担1割から2割に引き上げ ④乳幼児医療費の負担軽減対象を3歳未満から義務教育就学前までに拡大 ⑤後期高齢者医療制度（75歳以上）の創設 ⑥前期高齢者の医療費の財政調整制度（65歳から74歳まで）の創設 ・平成20年10月1日施行 政管健保の公法人化、財政運営の都道府県単位化 ・平成24年4月1日施行 介護療養型医療施設の廃止	
19	4. 1	老人保健制度廃止	全疾病分析事業を共同電算処理事業へ レセ処理オンライン請求開始
	5.		保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金の国保診療報酬との相殺を開始
	10. 1		障害者自立支援法に基づく障害者介護給付費等支払業務受託
20	3.31		
	4. 1	後期高齢者医療制度施行 診療報酬等改定 ・診療報酬・・・0.38%引き上げ ・薬価等・・・1.2%引き下げ ・合計・・・0.82%引き下げ 乳幼児の医療費2割負担「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前まで」に拡大 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変更 高額医療・高額介護合算制度の創設 65歳以上の保険料（税）が特別徴収（年金天引き）	後期高齢者医療制度施行に伴い宮城県後期高齢者医療広域連合と各種委託契約を締結 後期高齢者医療（長寿医療制度）審査支払受託 保険料の年金からの特別徴収における情報交換業務受託 特定健診等データ管理システム導入
	5. 1		保険者レセプト管理システム導入（調剤レセプトから段階的実施）
21	1. 1	75歳到達月に係る高額療養費自己負担額の特例の創設	
	4. 1	特定疾患治療研究事業等に係る高額療養費制度の見直し	障害者自立支援法に基づく障害児施設給付費等支払業務受託
	9. 1		新「気仙沼市」発足（気仙沼市、本吉町の1市1町が合併）
	9.18		外部監査の導入
	10. 1	出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施	高額医療・高額介護合算制度に基づく算出事務開始 介護職員処遇改善交付金算定等事務を期間限定（平成21年10月～平成24年3月）で開始
	10.2 ～3		第49回全国国民健康保険診療施設地域医療学会を「仙台国際センター」で開催
11.25	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正する省令の施行 ※電子レセプト請求義務化（免除、猶予届提出機関除く） ・400床未満レセコン使用病院、レセコン使用薬局：平成21年12月診療分から ・レセコン使用内科病院、診療所：平成22年7月診療分から ・レセコン使用歯科病院、診療所：平成23年4月診療分から		
22	4. 1	診療報酬等改定 ・診療報酬・・・1.55%引き上げ ・薬価等・・・1.36%引き下げ 旧総合病院の診療科廃止 調剤レセプトに処方箋発行医療機関コード追加	

年	月日	国民健康保険制度・介護保険制度等	宮城県国民健康保険団体連合会
平22	5.		二画面審査開始
	5.19	国民健康保険法の改正 ・国保の財政基盤強化策4年間延長 ・資格証明書交付世帯の高校生世代への短期被保険者証（6カ月）交付（7.1施行） ・都道府県による広域化支援方針の策定 ○保険財政共同安定化事業の拡充 ・対象医療費の引き下げ ・拋出方法の見直し（所得割導入による選択肢追加）	
	10.20		第57回国民健康保険東北大会を「名取市文化会館」で開催
23	3.11	東日本大震災に係る医療保険制度の特別措置 ・被保険者証なしでの受診（氏名・生年月日等を申し出ること で医療機関の受診が可能） ・一部負担金等の徴収猶予（一部負担金等の免除）	東日本大震災発生
	3.		被災保険者の診療報酬立替払を実施
	4.	出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の恒久化	震災対応の保険者支援開始
	5.	国保中央会 国保総合システム運用開始	
	6.22	介護保険法改正	
	10.		国保総合システム本稼働
24	4. 1	診療報酬等改定 ・診療報酬・・・1.38%引き上げ ・薬価等・・・1.38%引き下げ 70歳～74歳までの負担割合の特例措置及び高額療養費自己負担額の経過措置の延長 介護報酬改定 ・在宅・・・1.0%引き上げ ・施設・・・0.2%引き上げ 障害福祉サービス費報酬改定・・・2%引き上げ	障害福祉サービスにおけるデイサービス等の児童福祉法への移行に伴い、障害児給付費支払業務受託開始
	4. 6	国民健康保険法の改正 ・定率国庫負担の割合引き下げ ・都道府県調整交付金の割合引き上げ ・財政基盤強化策の恒久化 ・財政運営の都道府県単位化の推進	
	4.		診療報酬等の早期支払開始
	7. 9	住民基本台帳法に連動した外国人の国保適用条件の見直し	
	10.13		第25回全国健康福祉祭 宮城・仙台大会 「ねんりんピック宮城・仙台2012」で協賛イベント「いきいき国保健康ひろば～健康でつなごう みんなの絆～」を開催
25	2. 5		複式簿記による財務諸表をホームページ上に公開
	3.31		調剤高額突合事務受託終了
	4. 1	障害者自立支援法が障害者総合支援法に法律名変更 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」	高額障害福祉サービス費等支給処理受託開始
	8.		柔道整復療養費審査委員会の協会けんぽ及び健保連からの分離開催の開始
	12. 5	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）成立	
26	4. 1	消費税5%→8% 70～74歳の一部負担金が段階的に引き上げ 診療報酬改定 ・診療報酬・・・0.73%引き上げ ・薬価等・・・0.63%引き下げ	
	6.18	地域医療・介護総合確保推進法案の成立により保険者協議会が法制化	
	9.		保健事業支援・評価委員会の設置
	10.		国保データベース（KDB）システム稼働
	11.		介護給付費等のインターネット請求開始
27	1. 1	国民健康保険法の改正 ・高額療養費制度の改正 （70歳未満の限度額 3区分→5区分）	
	4. 1	保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大（30万円→1円） 介護報酬改定 ・処遇改善・・・1.65%引き上げ ・介護サービスの充実・・・0.56%引き上げ ・その他・・・4.48%引き下げ （在宅・・・1.42%引き下げ、施設・・・0.85%引き下げ） 介護保険制度改正（新総合事業の開始） 障害福祉サービス報酬改定・・・±0%	後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務受託開始
	5.27	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律成立 ・国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる医療保険制度の財政基盤の安定化 ・健保組合などが負担する後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入 ・医療費適正化計画の見直しや予防・健康づくりの促進による医療費適正化の推進 ・患者申出療養の創設 等	